

裁判所，法務省，検察庁及び弁護士会では，１０月１日からの１週間を「法の日週間」とし，法の役割とその重要性を皆さんに理解していただくことを目的として，全国各地で各種の行事を実施しています。

津地方・家庭裁判所及び三重弁護士会では下記のと通りの行事を実施します。

記

◎ 無料法律相談所（四日市）の開設【裁判所・弁護士会】

日 時 １０月１日（水）午前１０時３０分から午後３時３０分まで
（１人２０分程度で秘密は厳守されます。）

場 所 四日市市総合会館８階第２会議室（四日市市諏訪町２－２）

受 付 開催場所において，午前１０時から午後３時まで（但し，先着３６人で締め切らせていただきます。）。

問合せ 津地方裁判所四日市支部庶務係
（電話 ０５９－３５２－７１５１）

その他，裁判所と検察庁では法廷や庁舎の見学等を実施していますので，詳しくは，以下にお問い合わせください。

津家庭裁判所総務課庶務係 電話 ０５９－２２６－４１７１（直通）

津地方検察庁検察広報官 電話 ０５９－２２８－４１６５（直通）